



										総務部			室 公 事 知						
													人事課	総務課	広報広聴課	総合調整室	秘書課		
市町村課	管財課	税務課	財政課	行政経営課	職員厚生課	自治能力開発センター	人事課	総務課	広報広聴課	総合調整室	秘書課	総務係 秘書第一係 秘書第二係	保険福祉課	高齢福祉課	総務係 医療係 国保係 福祉医療係 保護係	総務係 在宅福祉係 施設福祉係	総務・医療係 国保係 福祉医療係 保護係	総務係 在宅福祉係 施設福祉係	高齢福祉課

保険・福祉課	総務・医療係 国保係 福祉医療係 保護係
--------	----------------------

改め、同表福祉部の部中「健康局」を「健康安全局」に、

生活衛生課	庶務係 水道係 食品・獸疫係 営業指導係
-------	----------------------

生活衛生課	庶務係 水道係 食品・獸疫係 営業指導係
-------	----------------------

生活衛生課	庶務係 水道係 動物愛護係 営業指導係
食品・生活安全課	食品・生活安全推進係 消費者行政係

生活衛生課	庶務係 水道係 動物愛護係 営業指導係
安全課	

表生活環境部の部交通安全対策課の項中「庶務係 交通安全対策係」を「交通安全対策係」に改め、同部風致保全課の項中「自然環境係」を「自然環境係 砂利採石係」に改め、同表商工労働部の部中小企業課の項を次のように改める。

中小企業課	
-------	--

第三条第二項の表農林部の部農業経営課の項及び農業振興課の項を次のように改める。

農業経営課	庶務係
農業水産振興課	庶務係

第三条第二項の表農林部の部畜産課の項中「庶務係」を「庶務係 畜産流通係」に改め、同表土木部の部都市計画課の項中「計画第一係 計画第二係」を「土地利用計画調整係」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 総務部自治能力開発センターの位置は、奈良市大安寺一丁目とする。

第三条第二項を同条とする。

第五条の表高齢福祉課の項の次に次のように加える。

耕地課	遊休農地対策室
-----	---------

耕地課	遊休農地対策室
-----	---------

第五条の表道路建設課の項中「幹線道路第一係 幹線道路第二係」を「計画調整係 事業調整係」に改める。

第六条総務部の部財政課の項第四号を削り、同部消防防災課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げる、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民保護に関すること。

第六条企画部の部国際課の項、文化観光課の項及び交通政策課の項を削り、同部平城遷都千三百年記念事業準備室の項の次に次のように加える。

観光交流局 観光課

一 観光行政の総合企画及び調整に関すること。

二 観光振興に関すること。

三 奈良公園（吉城園を含む。）に関すること。

四 旅行業及び通訳案内業に関すること。

五 観光交流局 文化国際課

一 文化行政の総合企画及び調整に関すること。

二 文化芸術の振興に関すること。

三 國際交流、国際協力等国際化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 海外移住に関すること。

五 海外移住に関すること。

六 財團法人奈良県万葉文化振興財團に関すること。

七 財團法人なら・シルクロード博記念国際交流財團に関すること。

観光交流局 交通政策課

一 鉄道及び航空等交通網に関する総合企画に関すること。

二 鉄道整備の促進に関すること。

三 リニア中央新幹線の建設促進に関すること。

四 地域航空に関すること。

第六条福祉部の部中「健康局」を「健康安全局」に改め、同部健康局生活衛生課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 化製場等に関すること。

第六条福祉部の部健康局生活衛生課の項中第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十号とし、同項の次に次のように加える。

健康安全局 食品・生活安全課

- 一 食品衛生に関すること。
- 二 食品表示に関すること。
- 三 と畜場に関すること。
- 四 食鳥処理に関すること。
- 五 製菓衛生師に関すること。
- 六 調理師に関すること。
- 七 消費者行政に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 消費生活協同組合に関すること。

第六条生活環境部の部県民生活課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に關すること。

第六条商工労働部の部中小企業課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同部新産業創造課の項第四号中「産学連携」を「中小企業の経営革新」に改め、同部産業科学振興室の項第二号中「技術交流」を「産学連携」に改め、同条農林部の部農政課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第六号中「加工、表示及び流通」を「流通、消費及び加工」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、同部農業経営課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項に次の三号を加える。

八 農業経営基盤強化促進に關すること。

奈良公園 管理事務	新公会堂の管理運営に 関すること。	第六条土木部の部道路建設課の項第一号中「道路建設の企画、調査等」を「道路整備の企画及び調査」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同部道路建設課幹線道路対策室の項第一号中「総合的な幹線道路網の企画、調査等」を「京奈和自動車道等の幹線道路」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
奈良市 司町	一 新公会堂の管理運営に 関すること。 二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。	別表第一奈良県新公会堂から国際奈良学セミナーハウスまでの項中
奈良公園の管理及び整備に 関すること。	に改め、同表奈良	県ヘリポート管理事務所の項を次のように改める。

## 別表第一 奈良県郡山保健所から奈良県立保健学院までの項中

奈良県へ リポート 管理事務 所	奈良市矢 田原町	ヘリポートの管理運営 に関すること。	交通政策課
---------------------------	-------------	-----------------------	-------

次のように加える。

奈良県旅券事務所 奈良市西大寺東町 旅券に関すること。

に改め、同項の次に

館 奈良公園	所 管理事務	奈良公園
司 町 奈良市雜	司 町	奈良市雜
奈良公園館の管理運営 に関すること。		奈良公園の管理及び整備に関すること。

備に関する」と、  
奈良公園館の管理運営  
に関すること。

別表第一奈良県旅券事務所の項を削り、同表奈良県立万葉文化館から奈良公園館までの項中「文化観光課」を「文化国際課」に、

所	奈良公園	館
奈良市雜	シルクロード	シルクロード交流
	奈良公園シルクロード	
	交流館の管理運営に関	
	すること。	
觀光課		

觀光課

食品衛生検査所の項を次のように改める。

奈良県保健環境研究センター	大市森町
一 大気環境に関する試験研究に関すること。	二 水環境に関する試験研究に関すること。
四 ウイルス、細菌等に関する試験研究に関すること。	三 食品衛生に関する試験研究に関すること。

に改め、同表奈良県

奈良県保健環境研究所	1
森町	奈良市大
桜井市大	二 水環境に関する試験研究に関すること。 三 食品衛生に関する試験研究に関すること。
保健師の養成に関すること。	四 ウィルス、細菌等に関する試験研究に関すること。

を

奈良県食品安全衛生検査所	奈良市を除く県の全域	町市丹後庄	大和郡山市丹後庄	一 と畜場法（昭和二十八年法律第百四号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく事務
奈良県食品安全・生活相談センター	奈良市登大路町			
一 食品及び消費生活の相談に関すること。 二 食品の安全性の確保に関する情報及び消費者に対する啓発のための情報の収集及び提供に関すること。 三 商品のテストに関すること。 四 その他センターの設置目的を達成するための事業を行うこと。	食品・生活安全課			

別表第一奈良県西奈良県民センターから奈良県第二生活科学センターまでの項を次のように改める。

欄徵取課の款第一号及び同欄課税課の款第一号中「県民税利子割」を「県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、「ゴルフ場利用税」の下に「及び産業廃棄物税」を加え、同欄課税第二課の款第三号中「県民税利子割」を「県民税の利子割配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、「(奈良県税事務所に限る。)」を削り、同款中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表奈良県自動車税事務所の項課の名称の欄中「総務課」を「自動車税第一課」に、「課税課」を「自動車税第二課」に改め、同項所掌事務の欄中「総務課」を「自動車税第一課」に改め、同欄総務課の款第三号中「証紙徵收」を「普通徵收」に改め、同款第四号中「自動車取得税の賦課徵收」を「自動車税の集中機械処理」に改め、同欄中「課税課」を「自動車税第二課」に改め、同欄課税課の款第一号中「普通徵收」を「証紙徵收」に改め、同款第一号中「自動車税の集中機械処理」を「自動車取得税の賦課徵收」に改め、同表奈良県檜原文化会館の項を削り、同表奈良県旅券事務所の項を次のように改める。

所	奈良公園 管理事務	管理課	管理課
整備課	整備課	整備課	整備課
一 公園施設の維持補修及び整備に 関すること。 二 公園内における樹木の保全管理 に関すること。	一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 奈良公園の管理に関すること。 三 その他整備課の主管に属しない こと。		

別表第一奈良公園管理事務所の項を次のように改める。

所	吉野保健 奈良県内	野保健所 奈良県吉	城保健所 奈良県葛	山保健所 奈良県郡
課	健康増進		衛生課	総務課

別表第一 奈良県葛城保健所  
奈良県吉野保健所  
奈良県内吉野保健所  
び課の名称の欄中

所及び奈良県桜井保健所の項出先その他の機関名の欄及

奈良県郡 山保健所	奈良県吉 野保健所	奈良県内 吉野保健	衛生課	総務課
城保健所 奈良県葛	所	課	課	課

に改め、同項所掌事務の

		奈良県旅 券事務所	
	第一課	第一課	
第一課		一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 旅券に関すること。 三 その他第一課の主管に属しない こと。	
旅券に関すること。		高田市幸町と する。	務所第二課の 位置は、大和

別表第一 奈良県郡山保健所 及び奈良県桜井保健所の項所掌事務の欄衛生課の款の  
奈良県吉野保健所

奈良県内吉野保健所

次に次のように加える。

生活衛生課

- 一 生活衛生及び環境対策に関すること。
- 二 そ族昆虫の駆除に関すること。
- 三 上下水道の衛生管理に関すること。
- 四 食品衛生及び獣疫衛生に関すること。
- 五 食品及び消費生活の相談に関すること。

別表第一奈良県奈良土木事務所から奈良県吉野土木事務所までの項中  
奈良県五條土木事務所

を

奈良県奈良土木事務所

建築課	課	幹線建設	課	工務第二	課	工務第一	理第二課	用地・管	理第一課	用地・管	課	計画調整	庶務課
-----	---	------	---	------	---	------	------	------	------	------	---	------	-----

に、

奈良県郡山保健所 及び奈良県桜井保健所の項所掌事務の欄衛生課の款の

奈良県高 田土木事	務所	建築課	課	幹線建設	課	工務第二	課	工務第一	理第二課	用地・管	理第一課	用地・管	課	計画調整	庶務課
--------------	----	-----	---	------	---	------	---	------	------	------	------	------	---	------	-----

奈良県郡 山土木事 務所	務所	奈良県桜 井土木事 務所	務所	建築課	課	工務第二	課	工務第一	理第二課	用地・管	理第一課	用地・管	課	計画調整	庶務課
--------------------	----	--------------------	----	-----	---	------	---	------	------	------	------	------	---	------	-----

を

を

奈良県高  
田土木事  
務所

建築課	課	公園課	課	工務第二	課	工務第一	理第二課	用地・管	理第一課	用地・管	課	計画調整	庶務課
-----	---	-----	---	------	---	------	------	------	------	------	---	------	-----

奈良県郡 山土木事 務所	務所	奈良県高 田土木事 務所	務所	建築課	課	工務第二	課	工務第一	理第二課	用地・管	理第一課	用地・管	課	計画調整	庶務課
--------------------	----	--------------------	----	-----	---	------	---	------	------	------	------	------	---	------	-----

に、

に改め、同項所掌事務の

務所

課	工務第一
課	幹線建設
公園建設課	
建築課	

庶務課

課	用地・管
課	理第一課
工務第一	理第二課
工務第二	井土木事務所
幹線建設課	
建築課	

「」を削り、同欄建設課の款第一号中「建築」の下に「及び更新」を加え、同款第二号中「施設」の下に「の築造及び更新」を加える。

別表第四奈良県立医科大学の項を次のように改める。

務所

課	用地・管
課	理第一課
工務第一	理第二課
工務第二	井土木事務所
幹線建設課	
建築課	

局

事務

総務課

欄工務第一課の款第九号中「桜井土木事務所」を「高田土木事務所」に改め、同欄幹線用地課の款を削り、同欄幹線建設課の款ただし書を削り、同欄公園建設課の款中「公園建設課」を「公園課」に、「建設に」を「整備に」に改め、同表JR奈良駅連続立体建設事務所の項出先その他の機関名の欄中「JR奈良駅連続立体建設事務所」を「JR奈良駅連続立体・街路事務所」に改め、同項所掌事務の欄建設課の款第一号中「交差」の下に「及び関連街路」を加え、同表奈良県流域下水道センターの項所掌事務の欄総務課の款第三号中「工事」の下に「及び維持管理」を加え、同款中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 土地、建物及びその他財産の管理に関すること。

七 建設計画に関すること。

別表第二奈良県流域下水道センターの項所掌事務の欄管理課の款中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同款第五号中「管渠の」の下に「管理及び」を加え、同号を同款第三号とし、同款中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同欄各净化センターの款第一号中「係る設計に

- 一 大学に関する総合企画及び調査に関すること。
- 二 公印の管守に関すること。
- 三 文書の收受発送及び保存に関すること。
- 四 職員の任免、給与、服務及び福祉厚生に関すること。
- 五 教授会その他の会議に関すること。
- 六 学内規程等の制定改廃及び企画調整に関すること。
- 七 予算及び決算に関すること。
- 八 会計経理に関すること。
- 九 その他他課の所管しないこと。

- 一 産学連携に関すること。
- 二 知的財産に関すること。

	学務課	室	三 先端医学研究機構の運営に関すること。
			四 その他研究支援に関すること。
一 財産の管理に属する	九 附属図書館の運営に 関すること。	一 学生の補導及び厚生 に関すること。	
十 学生の団体及び集会 その他の学生に関するこ と。	八 医学情報に関するこ と。	二 学生の募集、入学、 退学、転学、休学及び 卒業に関すること。	
五 大学院医学研究科委 員会及び大学院委員会	七 学用患者及び解剖屍 体に関すること。	三 教育、研究、教科の 履修及び試験その他教 務に関すること。	
六 学位に関すること。	六 学位に関すること。	四 教育開発センター運 営委員会に関すること。	
三 管財課	病院経営課	一 病院の経営改善に関すること。	
四 物品の購入等に関すること。	二 診療報酬等病院の収 入に関すること。		
五 医療相談に関するこ と。	三 医療安全推進室に するこ		
六 医療情報システムの整 備に関するこ	四 医療情報システムの整 備に関するこ		
七 医療情報システムの整 備に関するこ	五 老人性痴呆疾患に するこ		
八 医療情報システムの整 備に関するこ	六 病院勤務職員の服務 に関するこ		
九 医療情報システムの整 備に関するこ	七 病院の公印に管守に するこ		
十 医療情報システムの整 備に関するこ	八 病院の文書の收受發 送及び保存に関するこ と。		
十一 医療情報システムの整 備に関するこ	九 病院勤務職員の服務 に関するこ		


条町市四檜原									
附属図書館									
	給食部	看護部	薬剤部	ターゲット	感染症センター	高度救命救急センター	病院病理部	周産期医療センター	透析部
図書の管理及び閲覧に関すること。	給食に関すること。	看護に関すること。	薬剤に関すること。	感染症に関すること。	感染症に関すること。	重篤患者の診療及び看護に関すること。	病理検査及び診断に関すること。	母体・胎児及び新生児の特殊集中治療に関すること。	透析に関すること。

**第二条** 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を削り、同項第三号中「健康局長」を「健康安全局長」に改め同号と同項第四号二、同項第二号の次に次の二号を加える。

### 三 企画部に觀光交流局長

第三条第三項第一号中「室に」の下に「参事役又は」を加える。

第六条第五項を削り、同条第四項中「健康局長」を「健康安全局長」に、「健康局長」を「健康安全局」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

監督する。  
監督する。

第七条第三項中「參事」を「參事役及び參事」に改める。

のように加える。

別表第一中 檜原文化会館 館長、次長

旅券事務所 所長、次長、課長 を

奈良公園管理事務所  
奈良公園シルクロード交  
館長 所長 謙長 看守長 副看守長  
に、

流館

「奈良公園管理事務所」所長、課長、看守長、副看守長

め、同表保健学院の項を削り、同表食品衛生検査所の項の次に次のように加える。

別表第一生活科学センターの項及び第二生活科学センターの項を削り、同表競輪場易

の項中「、課長補佐」を削り、同表農業大学校の項中「校長」の下に「、副校長」を

## （職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第一条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を削り、同項第三号中「健康局長」を「健康安全局長」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 企画部に観光交流局長

第三条第三項第二号中「室に」の下に「参事役又は」を加える。

第四条第三項中「医科大学に」の下に「医学科長、看護学科長」を、「一般教育部長」の下に「、基礎教育部長、臨床教育部長、研究部長」を加える。

第六条第五項を削り、同条第四項中「健康局長」を「健康安全局長」に、「健康局」を「健康安全局」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 観光交流局長は、上司の命を受け、観光交流局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第七条第三項中「参事」を「参事役及び参事」に改める。

別表第一新公会堂の項中「次長」を「副館長」に改め、同表文化会館の項の次に次のように加える。

一 檜原文化会館

一 館長、次長

別表第一中

「 旅券事務所

「 奈良公園管理事務所

「 奈良公園シルクロード交

一 所長、次長、課長

一 所長、課長、看守長、副看守長

一 館長

同表美術館の項中「、副館長」を削り、同表中

「 奈良公園管理事務所

「 奈良公園館

「 旅券事務所

一 所長、次長、課長

一 館長

一 所長、次長、看守長、副看守長

一 館長

一 に、

一 に、

一 に改め、同表保健学院の項を削り、同表食品衛生検査所の項の次に次のように加える。

一 食品・生活相談センター 所長、次長

別表第一生活科学センターの項及び第二生活科学センターの項を削り、同表競輪場の項中「、課長補佐」を削り、同表農業大学校の項中「校長」の下に「、副校長」を

加え、同表JR奈良駅連続立体建設事務所の項中「JR奈良駅連続立体建設事務所」を「JR奈良駅連続立体・街路事務所」に改め、同表奈良県立医科大学の項中

「事務局」局長、次長、課長、室長、課長補佐

「学生部」部長、課長、課長補佐

「総合研究施設部」部長、施設長、次長

「事務局」局長、次長、課長、室長、課長補佐

「教育開発センター」センター長、次長

「先端医療研究機構」機構長、次長

「附属がんセンター」所長、次長

「附属図書館」館長、次長

福祉部健康局医大・病院課

福祉部健康安全局医大・病院課

福祉部健康局健康増進課

福祉部健康安全局健康増進課

福祉部健康局薬務課

福祉部健康安全局薬務課

福祉部健康局生活衛生課

福祉部健康安全局生活衛生課

農林部農業振興課

農林部農業水産振興課

福祉部健康局医大・病院課

福祉部健康安全局医大・病院課

福祉部健康局健康増進課

福祉部健康安全局健康増進課

福祉部健康局薬務課

福祉部健康安全局薬務課

福祉部健康局生活衛生課

福祉部健康安全局生活衛生課

福祉部健康局農業振興課

福祉部健康安全局農業振興課

農林部農業水産振興課

奈良県規則第五十二号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

奈良県知事 柿本善也

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良公園館	奈良公園シルクロード交流館
生活科学センター	食品・生活相談センター
JR奈良駅連続立体建設事務所	JR奈良駅連続立体・街路事務所

別表の一中第百八十九号を第百九十一号とし、第百八十八号の次に次の二号を加える。

189 三次元プロッター

190 創成放電加工機

〃

二千八百円

四千四百円

別表の二第十五号中「二千二百円」を「二千四百円」に改め、同表の二中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、第三十号から第五十七号までを二号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の第四項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

奈良県規則第五十三号  
奈良県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第五十三号  
奈良県規則の一部を改正する規則  
奈良県規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。  
第三条の表中「企画部国際課長」を「企画部観光交流局文化国際課長」に改める。  
別表総務部理事室の項を削り、同表中

企画部長室	企画部長室
新長期ビジョン策定事務局次長	地域政策課長

に、「健

奈良県規則第五十四号

奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則

奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則(平成十年三月奈良県規則第五十号)

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

教育委員会事務局総務福利課長	委員室
教育委員会事務局総務福利課長	教育次長室

教育委員会委員室	教育長室
教育委員会事務局総務福利課長	教育次長室

教育委員会	教育長室
教育委員会	教育次長室

の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉部健康局生活衛生課」を「福祉部健康安全局食品・生活安全課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

#### 奈良県規則第五十五号

奈良県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県消費生活条例施行規則（平成三年三月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「生活環境部県民生活課」を「福祉部健康安全局食品・生活安全課」に改めること。

#### 附 則

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

#### 奈良県規則第五十六号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二号を削り、第三号を第一号とする。

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

#### 奈良県規則第五十七号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の表中「健康局」を「健康安全局」に、「福祉部健康局医務課」を「福祉部健康安全局医務課」に、「福祉部健康局」を「福祉部健康安全局」に改める。

第四条第一項の表第一号中「健康局長及び林務長」を「及び健康安全局長」に改める。

第六条

の表第四号中「福祉部健康局薬務課」を「福祉部健康安全局薬務課」に改め、同表第六号の中「企画部国際課」を「企画部観光交流局文化国際課」に改め、「使用料」の下に「及び文化芸術鑑賞事業の入場料」を加え、同号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、同表第九号中「かい」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次の一号を加える。

十 新公会堂 及び文化会 館に勤務す る出納員	新公会堂、奈良県文化会館及び奈良県橿原文化会館の ホテル自主事業の入場料の収納を行うこと。
----------------------------------	--

第十二条第二項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同表第二号とする。

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

訓 令

#### 奈良県訓令第五号

奈良県東京事務所渋谷寮管理規程（昭和四十三年八月奈良県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。



保 学	奈良県第一生
学センター	西県セ
活科学センター	生科セ 第二セ
JR奈良駅連続立体建設事務所	奈良県食品・生活相談センター 食相セ
奈良県立医科大学附属病院	奈良県西奈良県民センター 西県セ
奈良県立医科大学附属がんセンター	奈良県食品・生活相談センター 食相セ
病院	奈良県立医科大学附属
奈医病	奈医病
に、	に、
奈良県立医科大学附属病院	奈良県立医科大学附属
奈良県立医科大学附属がんセンター	奈良県立医科大学附属
病院	奈良県立医科大学附属
奈医病	奈医病
に改める。	に改める。
奈良県訓令第七号	奈良県訓令第七号
各部課室	各部課室
各出先機関	各出先機関
奈良県事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。	奈良県事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。
平成十六年三月三十日	平成十六年三月三十日
奈良県知事 柿 本 善 也	奈良県知事 柿 本 善 也
奈良県事務決裁規程等の一部を改正する規程 (奈良県事務決裁規程の一部改正)	奈良県事務決裁規程等の一部を改正する規程 (奈良県事務決裁規程の一部改正)
第一条 奈良県事務決裁規程 (昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号) の一部を次のように改正する。	第一条 奈良県事務決裁規程 (昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号) の一部を次のように改正する。
第二条第六号中「こども家庭局長及び健康局長」を「観光交流局長並びに同項第四	第二条第六号中「こども家庭局長及び健康局長」を「観光交流局長並びに同項第四

号に規定する「こども家庭局長及び健康安全局長」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

十一 参事役 規則第三条第三項第一号に規定する参事役をいう。

第三条第一項中「局長及び林務長」を「及び局長」に改める。

附則に次の「一」項を加える。

4 企画部観光交流局の事務の決裁については、観光交流を掌理する企画部次長を局次長とみなしてこの規程を適用する。

別表第一部長専決事項の欄第一号、第二号及び第四号中「局に置く」の下に「参事役及び」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三 (第八条関係)

機 関 名	代 決 者
美術館 保健環境研究センター	総務課長 (農業技術センターの振興センターに係るものについては、当該センター所長)
工業技術センター 高等技術専門	
校 農業技術センター 畜産技術	
センター 森林技術センター 流	
域下水道センター	
県税事務所 自動車税事務所 文化会館	次長
社事務所 身体障害者更生相談所 筒井寮 登美学園 こども家庭	
相談センター 精華学院 精神保健	
健福祉センター 食品・生活相談	
セントラ 女性セントラ 産業廢棄物監視センター 競輪場 奈良	

しごと・センター 農林振興事務所	土木事務所 大和川水系ダム	建設事務所 JR奈良駅連続立体	・街路事務所
新公会堂 万葉文化館			
奈良公園管理事務所 中央卸売市場			
消防学校			
農業大学校 奈良病院附属看護専門学校 五條病院附属看護専門学校	農業大学校 奈良病院附属看護専門学校 五條病院附属看護専門学校	事務長	副館長
奈良県立大学		事務局長	管理課長
東京事務所 心身障害者リハビリテーションセンター		副所長	教頭
奈良病院 (救命救急センターを含む。) 三室病院 五條病院	奈良病院 (救命救急センターを含む。) 三室病院 五條病院	事務部長	
前記以外の出先機関		あらかじめ所長が指名した吏員	

(奈良県職員服務規程の一部改正)

**第一条** 奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「こども家庭局長、健康局長及び」を「観光交流局長、同項第四号

に規定することも家庭局長及び健康安全局長並びにに改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 参事役 規則第三条第三項第二号に規定する参事役をいう。

第二条第十八号イ中「部次長（）の下に「観光交流局次長、」を加え、「健康局次長」を「健康安全局次長」に、「キ」を「ク」に改め、「（オに掲げる室長を除く。）」を削り、「置く」の下に「参事役、」を加え、「所長（オ」を「所長（オからキまで」に改め、同号キを削り、同号カ中「健康局次長」を「健康安全局次長」に、「及び生活衛生課」を「、生活衛生課及び食品・生活安全課」に、「健康局長」を「健康安全局長」に改め、同号カを同号キとし、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 観光交流局次長並びに観光課、文化国際課及び交通政策課の課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 観光交流局長

（特別の勤務の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

**第三条** 特別の勤務の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

別表奈良公園館の項中「奈良公園館」を「奈良公園シルクロード交流館」に改める。

奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

別表第三福祉部健康局長が指名する医師の項中「福祉部健康局長」を「福祉部健康安全局長」に改める。

別表第四奈良A地区安全衛生委員会の項中「生活科学センター、女性センター、奈良県文化会館、美術館」を「奈良県文化会館、美術館、食品・生活相談センター、女性セ

ンター」に改め、同表奈良D地区安全衛生委員会の項中「JR奈良駅連続立体建設事務所」を「JR奈良駅連続立体・街路事務所」に改め、同表桜井B地区安全衛生委員会の項中「保健学院」を削る。

### 奈良県訓令第九号

地方労働委員会事務局

奈良県地方労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

第二条調整課の項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

第二条審査課の項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

### 告 示

奈良県告示第六百五十二号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をることができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

表准看護師試験の項中「福祉部健康局医務課」を「福祉部健康安全局医務課」に改め、

同表奈良県立保健学院入学試験の項を削り、同表奈良県看護師・助産師採用試験の項中「福祉部健康局医大・病院課」を「福祉部健康安全局医大・病院課」に改め、同表奈良

県立医科大学入学者選抜（医学部医学科）の項から奈良県立医科大学大学院入学者選抜の項までの規定中「奈良県立医科大学学生部学生課」を「奈良県立医科大学事務局学務課」に改め、同表薬種商試験の項及び毒物劇物取扱者試験の項中「福祉部健康局薬務課」を「福祉部健康安全局薬務課」に改め、同表調理師試験の項からふぐ処理師試験の項

までを削り、同表クニーニング師試験の項中「福祉部健康局生活衛生課」を「福祉部健康安全局生活衛生課」に改め、同項の次に次のように加える。

科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から起算して	福祉部健康安全局 食品・生活安全課
	一月間	

製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から起算して	福祉部健康安全局 食品・生活安全課
ふぐ処理師試験	学科試験の科目別得点及び総合得点並びに実地試験の科目別得点	合格発表の日 から起算して	福祉部健康安全局 食品・生活安全課
	一月間	一月間	

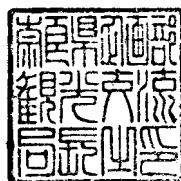
表改良普及員資格試験の項及び農業管理指導士認定試験の項中「農林部農業振興課」を「農林部農業水産振興課」に改める。

奈良県告示第六百五十三号

奈良県企画部観光交流局長之印を次のとおり新調し、平成十六年四月一日から使用する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

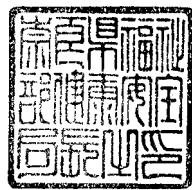


注  
縦 23ミリメートル  
横 23ミリメートル

## 奈良県告示第六百五十四号

福祉部健康安全局長印を次のとおり定め、平成十六年四月一日から使用する。  
なお、平成七年三月奈良県告示第五百九十五号で告示した健康局長印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十日



福祉部健康安全局長印

注  
縦 24ミリメートル  
横 24ミリメートル

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第六百五十七号

昭和五十九年四月奈良県告示第三十八号で告示した奈良県農林部林務長印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第六百五十八号

平成十年一月奈良県告示第五百九号で告示したJR奈良駅連続立体建設事務所において使用する知事印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第六百五十九号

JR奈良駅連続立体・街路事務所において使用する知事印を次のとおり新調し、平成十六年四月一日から使用する。

平成十六年三月三十日

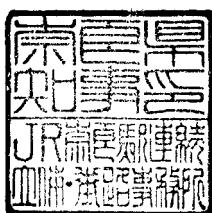
奈良県知事 柿本善也

一印影

奈良県告示第六百五十六号  
奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）  
の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。  
平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也  
奈良県告示第六百五十六号  
奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）  
の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。  
平成十六年三月三十日

JR奈良駅連続立体・  
街路事務所



注  
縦 27ミリメートル  
横 27ミリメートル

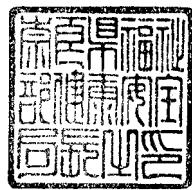
二 奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）第十四条第一項  
各号に掲げる営業を行う施設及び同条第二項に規定する施設

第四条中「福祉部健康局生活衛生課」を「福祉部健康安全局生活衛生課及び食品・生  
活安全課」に改める。

## 奈良県告示第六百五十四号

福祉部健康安全局長印を次のとおり定め、平成十六年四月一日から使用する。  
なお、平成七年三月奈良県告示第五百九十五号で告示した健康局長印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十日



福祉部健康安全局長印

注  
縦 24ミリメートル  
横 24ミリメートル

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第六百五十七号

昭和五十九年四月奈良県告示第三十八号で告示した奈良県農林部林務長印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第六百五十八号

昭和五十九年四月奈良県告示第三十八号で告示した奈良県農林部林務長印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第六百五十九号

JR奈良駅連続立体・街路事務所において使用する知事印を次のとおり新調し、平成十六年四月一日から使用する。

平成十六年三月三十日

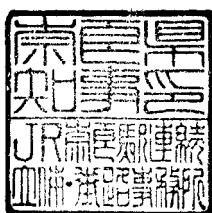
奈良県知事 柿本善也

一印影

奈良県告示第六百五十六号  
奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）  
の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。  
平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也  
奈良県告示第六百五十六号  
奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）  
の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。  
平成十六年三月三十日

JR奈良駅連続立体・  
街路事務所



注  
縦 27ミリメートル  
横 27ミリメートル

## 二 使用範囲

1 公有財産及び土木工事に必要な土地に関する登記の嘱託  
2 必要がある場合において所轄警察署と協議の上通行の制限又は禁止をすること。

## 奈良県告示第六百六十号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があつた。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

売りさばき場所	住 所	氏 名	廢 止 年 月 日
東京都渋谷区恵比寿西 一の三六の一〇 奈良 県渋谷寮内	東京都中央区八丁堀 二丁目一番五号 小 林第二ビル	大都美装株式会 社東京支社	平成十六年三月三 十一日

## 奈良県告示第六百六十一号

昭和三十九年三月奈良県告示第五百三十一号（かいの指定）の全部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

1 施設及び設備等の使用料並びに特別展示室及びホール自主事業の入場料の収納を行うこと。

表奈良県文化会館に勤務する出納員の項中  
施設及び設備等の使用料並びに特別展示室及びホール自主事業の入場料の収納を行なうこと。

奈良県告示第六百六十二号  
昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のよう  
に改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

1 施設及び設備等の使用料並びに特別展  
示室自主事業の入場料の収納を行なうこ  
と。  
2 新公会堂、奈良県文化会館及び奈良  
県橿原文化会館のホール自主事業の入  
場料の収納を行うこと。

に改め、

同表奈良県橿原文化会館に勤務する出納員の項中

東京事務所、奈良県立大学、県税事務所、自動車税事務所、消防学校、新公会堂、文  
化会館、奈良公園管理事務所、美術館、民俗博物館、旅券事務所、ヘリポート管理事務  
所、福祉事務所、心身障害者福祉センター、視覚障害者福祉センター、身体障害者更生  
相談所、筒井寮、登美学園、こども家庭相談センター、精華学院、保健所、保健環境研  
究センター、医科大学、精神保健福祉センター、薬事研究センター、食品衛生検査所、  
食品・生活相談センター、女性センター、産業廃棄物監視センター、県営競輪場、工業  
技術センター、奈良しごとセンター、高等技術専門校、中央卸売市場、農林振興事務  
所、農業技術センター、農業大学校、畜産技術センター、家畜保健衛生所、森林技術セ  
ンター、土木事務所、大和川水系ダム建設事務所、JR奈良駅連続立体・街路事務所、  
流域下水道センター、教育研究所、図書館、青少年野外活動センター、社会教育センタ  
ー、橿原公苑、橿原考古学研究所、高等学校（西和清陵高等学校及び榛生昇陽高等学校  
を除く。）、盲学校、ろう学校、養護学校及び警察署

<p>施設及び設備等の使用料並びにホール 自主事業の入場料の収納を行うこと。</p>	
<p>1 施設及び設備等の使用料の収納を行うこと。 2 新公会堂、奈良県文化会館及び奈良 県橿原文化会館のホール自主事業の入 場料の収納を行うこと。</p>	
<p>同表福祉部健康局薬務課に勤務する出納員の項中「福祉部健康局薬務課」を「福祉部健 康安全局薬務課」に改め、同表出納局に勤務する出納員の項中</p>	<p>企画部国際課に係る使用料の収納を行 うこと。</p>
<p>企画部文化観光課に係る文化芸術鑑賞 事業の入場料の収納を行うこと。</p>	<p>企画部国際課に勤 務する分任出納員 に勤務する分任出 納員</p>
<p>企画部観光交流局文化国際課に係る使 用料及び文化芸術鑑賞事業の入場料の収 納を行うこと。</p>	<p>企画部観光交流局 文化国際課に勤務 する分任出納員</p>
<p>「福祉部健康局健康増進課」を「福祉部健康安全局健康増進課」に、「教育委員会事務 局人権教育課」を「教育委員会事務局学校教育課」に改め、同表新公会堂に勤務する出 納員の項中</p>	
<p>施設及び設備等の使用料並びにホール を</p>	
<p>自主事業の入場料の収納を行うこと。</p>	
<p>1 施設及び設備等の使用料の収納を行 うこと。 2 新公会堂、奈良県文化会館及び奈良 県橿原文化会館のホール自主事業の入 場料の収納を行うこと。</p>	
<p>同表奈良公園管理事務所に勤務する出納員の項中「及び観光自動車駐車場」を「、観光 自動車駐車場及び奈良公園シルクロード交流館」に、「企画部観光課」を「企画部觀光 交流局觀光課」に改め、「。」の下に「並びに図録売払代金」を加える。</p>	
<p>奈良県告示第六百六十三号 平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の 委任）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。</p>	
<p>平成十六年三月三十日</p>	
<p>奈良県告示第六百六十四号 平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の 委任）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。</p>	
<p>奈良公園シルクロード交流館に改め、同表に次のように加える。</p>	
<p>奈良県知事 柿 本 善 也 奈良公園館を「</p>	
<p>信貴ヶ丘高等学校 榛原高等学校</p>	
<p>西和清陵高等学校 榛生昇陽高等学校</p>	
<p>奈良県告示第六百六十四号 次に掲げる出納員の印は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。 一 昭和三十九年三月奈良県告示第五百十五号（出納長及び出納員の公印）で告示し た奈良県立御所高等学校に勤務する出納員の印</p>	

奈良県食品・生活相談センター



注

縦 18ミリメートル

横 18ミリメートル

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百六十五号

奈良県食品・生活相談センター、JR奈良駅連続立体・街路事務所及び奈良県立青翔高等学校に勤務する出納員の印を次のとおり定め、平成十六年四月一日から使用する。

平成十六年三月三十日

平成十六年三月三十日

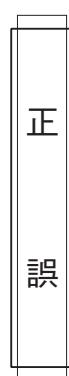
奈良県知事 柿本善也

四 平成六年三月奈良県告示第六百八十六号（昭和四十六年三月奈良県告示第五百八十九号（出納員の印の制定）の一部改正）で告示した奈良県立保健学院に勤務する出納員の印

二 昭和四十九年三月奈良県告示第六百五十二号（県立高等看護学校に勤務する出納員の印等の定め等）で告示した奈良労働会館に勤務する出納員の印  
 三 昭和五十三年十一月奈良県告示第四百九十四号（奈良県生活科学センターに勤務する出納員の印の定め等）で告示した奈良県生活科学センターに勤務する出納員の印

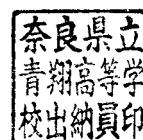
一		ジバ
下	上	段
八	二十九	行
国際交流館	国際交流館	誤
奈良国際研修館	奈良国際研修館	正

平成十五年三月三十一日付け奈良県公報号外第六十四号正誤表



奈良県立青翔高等学校

JR奈良駅連続立体・街路事務所



注 縦 18ミリメートル  
 横 18ミリメートル

注 縦 18ミリメートル  
 横 18ミリメートル

【定価】  
一か月 千五百円  
一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇  
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八  
電話 ○七四二一三五一七一三二二〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。